

名取市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

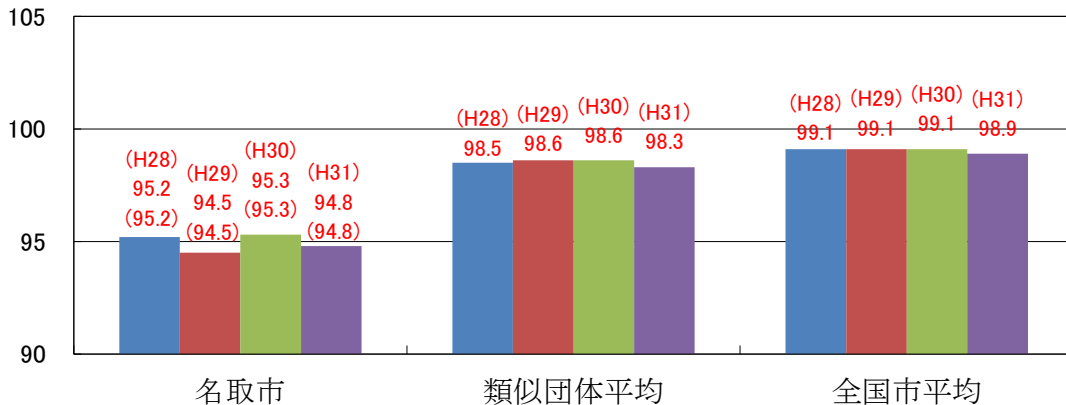
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	78,544	53,179,368	1,877,552	4,968,630	9.3	9.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	561	2,025,768	535,349	853,159	3,414,276	6,086	6,170

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ、及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [実施 未実施]

<給料表の改定実施時期> 平成27年4月1日

<内容> 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合)従来より、国基準3%に対して名取市においても3%を支給している。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
名取市	42.5 歳	307,051円	398,747円	340,471円
宮城県	42.2 歳	319,979円	406,704円	356,054円
国	43.4 歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	41.3 歳	309,709円	398,167円	355,160円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
名 取 市	54.0 歳	42人	323,533円	358,323円	342,362円	—	—	—	—
用務員	53.6 歳	23人	322,800円	352,235円	341,478円	用務員	55.6 歳	211,600円	1.66
宮城県	52.1 歳	163人	309,394円	350,247円	331,517円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—
類似団体	51.2 歳	23人	326,070円	387,535円	358,673円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
名 取 市	—	—	—
用務員	5,255,300円	2,883,400円	1.82

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成28年～平成30年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された
期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		名取市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	188,400円	180,700円
	高校卒	148,600円	154,000円	148,600円
技能労務職	高校卒	146,000円	151,800円	—
	中学卒	130,400円	135,100円	—
教育職	大学卒	—	210,600円	—
	短大卒	161,300円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

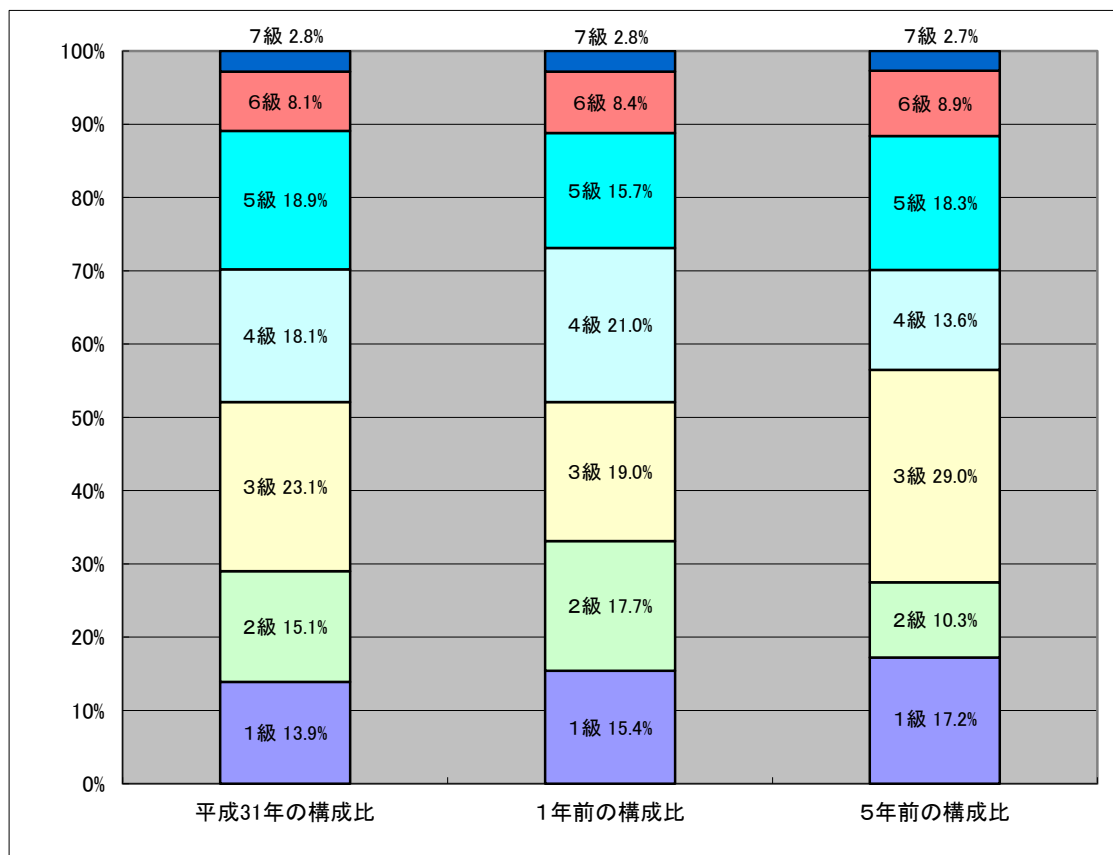
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	254,100円	294,100円	351,500円
	高校卒	216,650円	—	312,525円
技能労務職		—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

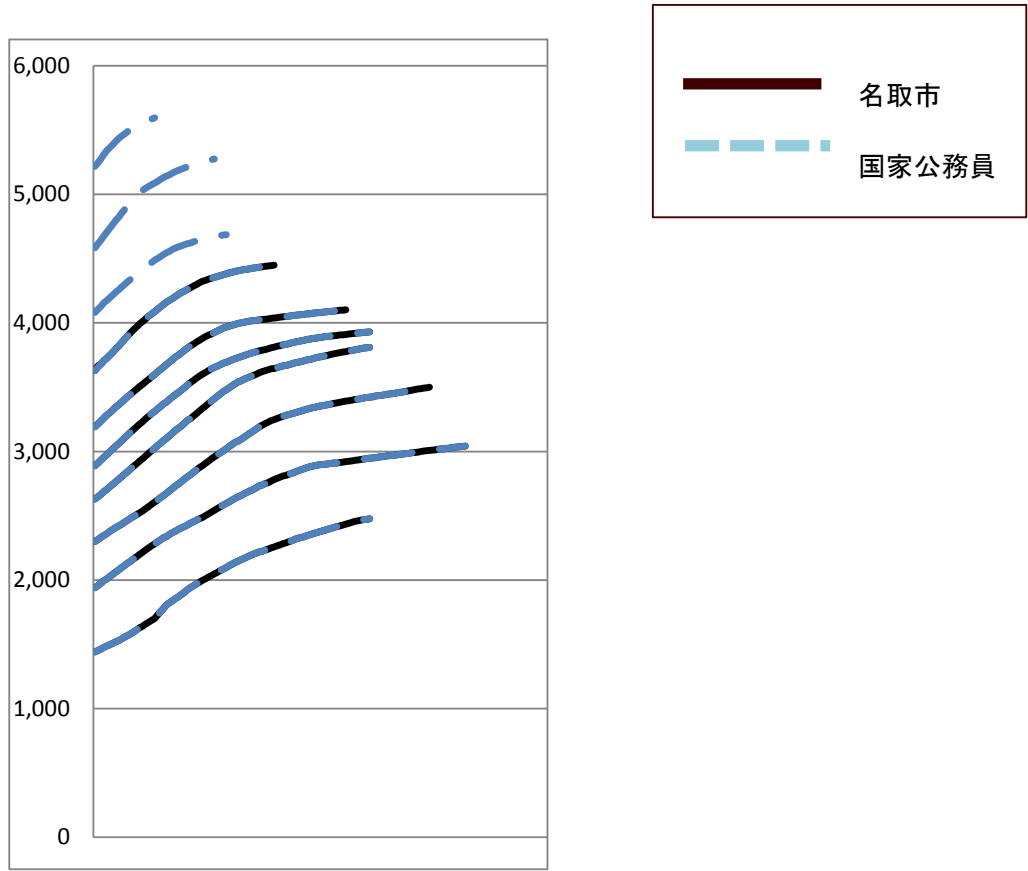
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師等の職務(主事、技師)	50人	13.9%	144,100円	247,600円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師等の職務(主事、技師)	54人	15.1%	194,000円	304,200円
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものでして市長が規則で定める職の職務(主査、技術主査、係長)	83人	23.1%	230,000円	350,000円
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものでして市長が規則で定める職の職務(主幹、技術主幹、課長補佐)	65人	18.1%	263,000円	381,000円
5級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものでして市長が規則で定める職の職務(課長補佐、技術補佐)	68人	18.9%	288,900円	393,000円
6級	次長、課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものでして市長が規則で定める職の職務(参事、技術参事、課長、部次長)	29人	8.1%	319,200円	410,200円
7級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものでして市長が規則で定める職の職務(部長)	10人	2.8%	362,900円	444,900円

- (注) 1 名取市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(平成31年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(名取市)

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を利用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

名 取 市	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,504 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,761 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) -
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 (役職加算) 5~15 % (管理職加算) 0 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 (役職加算) 5~20 % (管理職加算) 15~25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 (役職加算) 5~20 % (管理職加算) 10~25 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(名取市)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を利用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

名 取 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月	24.586875月	勤続20年	19.6695月	24.586875月
勤続25年	28.0395月	33.27075月	勤続25年	28.0395月	33.27075月
勤続35年	39.7575月	47.709月	勤続35年	39.7575月	47.709月
最高限度額	47.709月	47.709月	最高限度額	47.709月	47.709月
その他の加算措置	定年前早期特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	無)	(退職時特別昇給	無)
1人当たり平均支給額	19,004 千円		1人当たり平均支給額	-	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		58,628 千円	
支給職員1人当たり平均支給額(平成30年度決算)		100,390 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	0 人	20 %
宮城県多賀城市	10 %	0 人	10 %
宮城県仙台市 宮城県富谷市	6 %	4 人	6 %
宮城県名取市 宮城県利府町	3 %	611 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		7,899 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		67,512 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		20.0 %		
手当の種類(手当数)		5種類(15)		
特殊勤務手当の種類		支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	第1種	従事職員	市税の滞納整理のための外勤業務	日額 300円
防疫業務手当	第1種	従事職員	感染症又は人体に感染症のある家畜伝染病が発生し、若しくは発生する恐れがある場合での感染症患者等の収容作業又は防疫業務	日額 800円
	第2種	従事職員	そ族昆虫駆除のための防疫薬剤等の調査又は散布作業	日額 500円
不快手当	第1種	従事職員	行路死亡人取扱業務	1件につき 2,000円
	第2種	従事職員	行路病人取扱業務	1件につき 1,000円
	第3種	従事職員	と畜等処理業務	1件につき 500円
外勤業務手当	第1種	従事職員	生活保護のための外勤業務	日額 200円
	第2種	従事職員	勤務時間外に用地交渉のための外勤業務	日額 500円
	第3種	従事職員	地籍調査等のための外勤業務	日額 200円
	第4種	従事職員	公営住宅使用料、下水道使用料及び受益者負担金等の滞納整理のための外勤業務	日額 300円
消防防災手当	第1種	従事職員	水火災防ぎょ(火災は放水した場合に限る。)活動	1回につき 300円
	第2種	従事職員	救助活動	1回につき 200円
	第3種	従事職員	救急業務(傷病者を搬送した場合に限る。)	1回につき $\left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{市内}200\text{円} \\ \cdot \text{市外}300\text{円} \end{array} \right.$
	第4種	従事職員	消防吏員の深夜勤務	1回につき 500円
	第5種	従事職員	救急業務に従事し、救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条に規定する救急救命処置	1回につき 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	194,461 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	378 千円
支給実績(平成29年度決算)	193,100 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	379 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度)」及び「支給実績(平成29年度)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 ・扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 配偶者、子以外の扶養親族 6,500円	同じ	—	48,099千円	215,691円
住居手当	1 借家、借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員・・・家賃-12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員・・・11,000円+(家賃-23,000円)/2	同じ	—	36,680千円	252,966円
通勤手当	交通機関利用者の支給限度・・・月55,000円 交通用具の利用者 ア 普通自動車以外 ・・・使用距離により2,000円～31,600円 イ 普通自動車 ・・・使用距離により2,400円～27,800円	異なる	交通機関利用者の支給限度 ・・・月55,000円 交通用具の利用者 ・・・使用距離により2,000円～24,500円	29,080千円	61,350円
単身赴任手当	やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員 月額30,000円+(規則により最高70,000円)	同じ	—	—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、次の職員 会計管理者、消防長、部長、社会福祉事務所長、議会事務局長・・・88,500円 理事・・・77,400円 部次長・・・72,700円 課長、工事検査監、保健センター所長、休日夜間急患センター事務長、水道事業所長、事務局長、消防署長、室長・・・62,300円 参事、技術参事、指導主事、学務専門員・・・51,900円 場長、所長(出張所除く)、館長、園長、事務長・・・49,600円(4級の事務長は46,300円)	同じ	—	47,092千円	663,268円
管理職員特別勤務手当	ア 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける職員 支給額は役職名に応じて5,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は上記の額に150/100を乗じて得た額 イ 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職手当の支給を受ける職員 支給額は役職名に応じて2,500円～4,000円	同じ	—	90千円	9,000円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の 午前5時までの間に勤務する職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{(38\text{時間}45\text{分} \times 52) - (7\text{時間}45\text{分} \times 1\text{年間の休日数})}$	同じ	—	7,380千円	88,916円												
休日勤務手当	休日(祝日、年末年始)に正規の勤務時間中に 勤務することを命ぜられた職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{(38\text{時間}45\text{分} \times 52) - (7\text{時間}45\text{分} \times 1\text{年間の休日数})}$	同じ	—	31,159千円	163,136円												
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務した職員 1回につき 4,400円	同じ	—	0千円	0円												
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他 地方公共団体から派遣された職員が住所又は 居所を離れて本市の区域に滞在する場合 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>滞在了期間\施設の利用</td> <td>公用の施設又は これに準ずる施 設(1日につき)</td> <td>その他の施 設 (1日につき)</td> </tr> <tr> <td>30日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日を超え、60日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日を超える期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,140円</td> </tr> </table>	滞在了期間\施設の利用	公用の施設又は これに準ずる施 設(1日につき)	その他の施 設 (1日につき)	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超え、60日以内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円	同じ	—	29,215千円	1,217,292円
滞在了期間\施設の利用	公用の施設又は これに準ずる施 設(1日につき)	その他の施 設 (1日につき)															
30日以内の期間	3,970円	6,620円															
30日を超え、60日以内の期間	3,970円	5,870円															
60日を超える期間	3,970円	5,140円															
寒冷地手当	平成16年10月29日から引き続き旧寒冷地に在 勤する職員に対し、11月から3月まで各月支給 ※ 平成21年度以降、支給対象者なし。	同じ	—	—	—												

5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給 料	市長	975,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000円 / 455,000円
	副市長	788,000円	885,000円 / 620,000円
報 酬	議長	504,000円	737,000円 / 357,000円
	副議長	420,000円	653,000円 / 294,000円
	議員	395,000円	591,000円 / 266,000円
期 末 手 当	市長 副市長	(30年度支給割合) 3.35月分	
	議長 副議長 議員	(30年度支給割合) 3.35月分	
退 職 手 当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.44	(1期の手当額) 20,592,000円 (支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×0.26	9,834,240円 任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

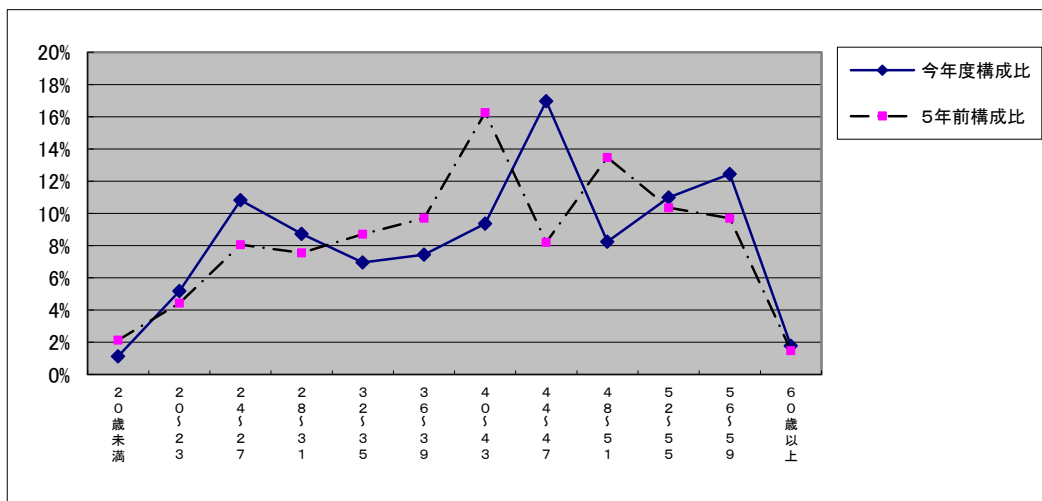
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成30年	平成31年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6人	6人	0人	増田復興再開発推進室の廃止、課内及び班再編による減 仮設住宅不補充に伴う事務量の減少及び退職者不補充
		総 務	97人	98人	1人	
		税 務	28人	29人	1人	
		労 働	0人	0人	0人	
		農林水産	20人	21人	1人	
		商 工	8人	8人	0人	
		土 木	61人	55人	△ 6人	
		民 生	119人	116人	△ 3人	
	衛 生	35人	34人	△ 1人		
	計	374人	367人	△ 7人	<参考>人口1万当たり職員数 46.73人 (類似団体の人口1万当たり職員数49.29人)	
	教 育	87人	90人	3人	復興ありがどうホスタウン推進室新設に伴う増	
	消 防	100人	99人	△ 1人		
	小 計	561人	556人	△ 5人	<参考>人口1万当たり職員数 70.79人 (類似団体の人口1万当たり職員数63.02人)	
公営企業等	水 道	21人	22人	1人	配置調整による減(他課に1増の影響)	
	下 水 道	11人	11人	0人		
	そ の 他	32人	30人	△ 2人		
	小 計	64人	63人	△ 1人		
合 計		625人 [704人]	619人 [704人]	△ 6人 [0人]	<参考>人口1万当たり職員数 78.81人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	7人	32人	67人	54人	43人	46人	58人	105人	51人	68人	77人	11人	619人
職員数	13人	27人	49人	46人	53人	59人	99人	50人	82人	63人	59人	9人	609人

←5年前人数

(3) 職員数の推移

(単位:人)

年 度 部 門 別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	352	362	364	372	374	367	15 (4.3%)
教育	98	90	89	86	87	90	△ 8 (△8.2%)
消防	95	93	95	97	100	99	4 (4.2%)
普通会計	545	545	548	0	561	556	11 (2%)
公営企業 等会計	64	64	67	66	64	63	△ 1 (△1.56%)
計	609	609	615	621	625	619	10 (1.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	1,847,770	600,090	129,519	7.0	7.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	24	82,792	7,745	20,835	111,372	4,641	6,181

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は平成30年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名取市	40.5 歳	313,715円	386,708円
団体平均	44.3 歳	340,929円	514,169円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

名 取 市	水道事業(団体平均)
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,327 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,525 千円
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 — 月分 勤勉手当 — 月分 (—) 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算) 5~15 % (管理職加算) 0 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成31年4月1日)

名 取 市	水道事業(団体平均)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月 24.586875月	勤続20年 月 月
勤続25年 28.0395月 33.27075月	勤続25年 月 月
勤続35年 39.7575月 47.709月	勤続35年 月 月
最高限度額 47.709月 47.709月	最高限度額 月 月
その他の加算措置 定年前早期特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期特例措置
退職時特別昇給 無	退職時特別昇給
1人当たり平均支給額 - 千円	1人当たり平均支給額 9,234 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
2 個人情報保護の観点から、該当者が3名以下の場合には非公開としています。

ウ 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		2,433 千円	
支給職員1人当たり平均支給額(平成30年度決算)		101,375 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	人	20 %
宮城県多賀城市	10 %	人	18 %
宮城県仙台市 宮城県富谷市	6 %	人	6 %
宮城県名取市 宮城県利府町	3 %	26 人	3 %

エ 特殊勤務手当(平成31年4月1日)

支給実績(平成30年度決算)		18 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		1,988円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		37.5%	
手当の種類(手当数)		1種類(2)	
特殊勤務手当の種類	支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道業務手当	第1種 従事職員	料金の滞納整理のため外勤業務	日額 300円
	第2種 従事職員	勤務時間外に事故発生のため緊急に勤務を命ぜられた場合の業務	1回につき 700円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	3,747千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	171千円
支給実績(平成29年度決算)	3,765千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	173千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度)」及び「支給実績(平成29年度)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 ・扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 配偶者、子以外の扶養親族 6,500円	同じ	—	1,522千円	217,429円
住居手当	1 借家、借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員・・・家賃-12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員・・・11,000円+(家賃-23,000円)/2	同じ	—	1,835千円	305,833円
通勤手当	交通機関利用者の支給限度・・・月55,000円 交通用具の利用者 ア 普通自動車以外 ・・・使用距離により2,000円～31,600円 イ 普通自動車 ・・・使用距離により2,400円～27,800円	同じ	—	1,354千円	84,625円
単身赴任手当	やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員 月額30,000円+(規則により最高70,000円)	同じ	—	—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、次の職員 会計管理者、消防長、部長、社会福祉事務所長、議会事務局長・・・88,500円 理事・・・77,400円 部次長・・・72,700円 課長、工事検査監、保健センター所長、休日夜間急患センター事務長、水道事業所長、事務局長、消防署長、室長・・・62,300円 参事、技術参事、指導主事、学務専門員・・・51,900円 場長、所長(出張所除く)、館長、園長、事務長・・・49,600円(4級の事務長は46,300円)	同じ	—	748千円	748,000円

管理職員特別勤務手当	ア 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける職員 支給額は役職名に応じて5,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は上記の額に150/100を乗じて得た額 イ 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職手当の支給を受ける職員 支給額は役職名に応じて2,500円～4,000円	同じ	—	0円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{(38\text{時間}45\text{分} \times 52) - (7\text{時間}45\text{分} \times 1\text{年間の休日数})}$	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日(祝日、年末年始)に正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{(38\text{時間}45\text{分} \times 52) - (7\text{時間}45\text{分} \times 1\text{年間の休日数})}$	同じ	—	18千円	9,000円
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務した職員 1回につき 4,400円	同じ	—	—	—
寒冷地手当	平成16年10月29日から引き続き旧寒冷地に在勤する職員に対し、11月から3月まで各月支給 ※ 平成21年度以降、支給対象者なし。	同じ	—	—	—